

役員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 信楽福社会（以下「法人」という）の役員、評議員、評議員専任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員専任・解任委員、第三者委員と併せて役員等という。

(報酬)

第3条 法人の役員等に対して支給する報酬は別表のとおりとする。
2 前項の規程にかかわらず、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。
2 費用弁償額は、役員の居住地から計算し、法人職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(支給日)

第5条 役員報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(一部改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て一部改正する。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職名	勤務形態	報酬		備考
		区分	金額	
理事長	非常勤	月額	350,000 円	月10日以上業務出席を要す
理事	非常勤	月額	200,000 円	月10日以上業務出席を要す
理事	常勤	月額	0 円	職員給与を支給している理事 については支給しない
監事	非常勤	日額	5,000 円	当該会議に出席した都度支給
評議員	非常勤	日額	5,000 円	当該会議に出席した都度支給
評議員 選任 解任委員会 委員	非常勤	日額	5,000 円	当該会議に出席した都度支給
第三者委員 会委員	非常勤	日額	5,000 円	当該会議に出席した都度支給